

与論町移住者住宅支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住者の定住の促進により地域の活性化を図るため、移住者が居住するための住宅の新築、自宅の増改築又はこれに類する工事に要する費用の一部について、予算の範囲内で与論町移住者住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、与論町補助金等交付規則（平成5年与論町規則第11号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、与論町への移住者が居住する住宅の確保を図るため、移住者が居住する住宅の新築、自宅の増改築及びこれに類する工事に要する費用の一部を補助することにより、与論町の移住者向け住宅の不足の解消をすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 当該住宅に係る所有権その他の権利により当該住宅の売却又は賃貸を行うことができる者（管理を委託されている者を含む。）をいう。
- (2) 移住者 町外から与論町へ転入した者で異動後5年以内の者。与論町出身者を含む。ただし、異動前5年間は町外に居た者とする。
- (3) 自宅の増改築 既存住宅を移住者が入居するために、住宅の全部又は一部の修繕、補修、更新、取替え、増築等を行う工事をいう。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 与論町内に建築し、完成後に家屋として固定資産税の評価を受けられるものとする。
- (2) リフォーム 町からの補助金を過去10年以内に受けていない物件で当該住宅の固定資産税が完納されている住宅とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、対象住宅の所有者等で、申請者本人及びその同一世帯人が町税その他の本町に納付すべき債務（申請する年度又はその前年度において他市区町村の住民基本台帳に登録された者にあつては、当該市区町村に係る税を含む。）を滞納していないものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者から除外する。

(1) 申請者本人及び同一の世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年度法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者

(2) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助金対象工事)

第6条 補助金の対象となる工事は、住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるため、既存の住宅の増改築、修繕、設備の取替え及び新築、その他町長が定めるものとし、各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 当該工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が30万円以上であること。

(2) 町内に事業所を有する法人又は町内に住民登録している個人事業主が施工するものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用は、補助金の対象工事としない。

(1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事

(2) 門、塀その他の外溝工事。ただし、新築及び安全性等の理由で当該住宅に居住するために必要な改修工事である場合をのぞく。

(3) 他の補助金を利用する場合で、当該補助金制度と重複する工事

(4) その他補助金の交付が適当でないと認められる工事

(5) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者自らが施工する工事

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象工事に要する費用の3分の2以内に相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額が100万円を超える場合は、100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に与論町移住者住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 建物の所有者等であることを証明できる書類の写し

(3) 工事内訳及び見積書の写し（補助対象工事と他の工事を分離したもの）

(4) 工事請負の契約内容を明らかにする書類の写し

- (5) 対象住宅の位置図，工事を行う箇所の施行図及び工事着手前の写真
- (6) 申請者及び同一世帯人が第4条第1項に規定する債務を滞納していないことを証する書類
- (7) 収支予算書
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は，同一の住宅に対して，1回限りとする。

3 町長は，前項の規定による申請があったときは，その内容を審査の上，補助金の交付可否を決定し，与論町移住者住宅支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により，申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，工事の内容及び申請書の記載内容を変更しようとするときは，与論町移住者住宅支援補助金交付変更申請書（様式第1号）に，次に掲げる書類を添付し，町長に申請しなければならない。ただし，交付決定後の補助金の増額は行わないものとする。

- (1) 変更後の工事内訳及び見積書の写し
- (2) 変更後の工事を行う箇所の施工図及び工事着手前の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 交付規則第7条第2項の規定による通知は，同則同条同項の補助金等変更承認通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業等の着手及び完成報告）

第10条 交付決定者は，補助事業等のうち工事に係る事業に着手したとき及び工事が完成したときは，交付規則第11条の着手（完成）報告書（第8号様式）を直ちに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は，対象工事が完了したときは，速やかにかつ，当該年度の2月末日までに，与論町移住者住宅支援事業実績報告書（様式第3号）に，次に掲げる書類を添付し，町長に報告しなければならない。

- (1) 工事代金領収書の写し
- (2) 工事完成後の写真
- (3) 収支精算書
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 町長は，前条の規定による報告書の提出を受けたときは，その内容を審査の上，

補助金の額を確定し、交付規則第15条の補助金等交付確定通知書（別記第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付規則第16条第1項の補助金等交付請求書（別記第14号様式）を町長に提出しなければならない。

2 この補助金は、精算払により交付するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第14条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金について、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- （1）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- （2）補助金の交付条件に従わないとき。
- （3）所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に対象住宅を取り壊したとき、又は増改築を行った住宅から移住者が転居した場合
- （4）補助金の交付後5年以内にこの要綱の趣旨に反すると認められるとき。
- （5）その他町長が不相当と認めたとき。

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月6日から施行する。